

市第 137 号議案 横浜市下水道条例の一部改正

1 改正の目的

下水道使用料の未徴収等の不適切事務について、庁内に再発防止検討委員会が設置され、昨年 12 月に報告書がまとめられました。

この中で、未徴収の原因のひとつとして、横浜市下水道条例で提出が義務付けられた各種届出書等の不提出があり、提出義務者への周知不足、指定工事店への説明事項の徹底不足がその原因とされています。

そこで、「排水設備の新設等の工事を行う指定工事店への工事申込者に対する説明義務の付加」、「違反した指定工事店や無届で下水道を使用した者への罰則の強化」など、再発防止のための条例改正を行います。

2 改正概要

(1) 指定工事店の義務の明確化

指定工事店に対し、次の義務を規定します。

- ア 排水設備工事、下水道使用に必要な届出などの手続き及び届出などを怠った場合の罰則について、工事申込者に説明しなければならないこと
- イ 工事申込者に説明を行った旨を本市に報告しなければならないこと
- ウ 排水設備工事の計画の確認を受けた工事でなければ着手してはならないこと

(2) 過料の対象の追加

次のいずれかに該当する者を過料の対象に追加します。

- ア 工事申込者への説明を行わなかったなど、上記(1)の規定に違反した指定工事店
- イ 説明を受けたにもかかわらず、排水設備工事の完了の届出を行わなかった者
- ウ 説明を受けたにもかかわらず、下水道の使用開始等の届出を行わなかった者

※排水設備工事の確認申請を行わなかった者は現行条例でも過料対象

(3) 過料の上限額の変更

現在「10,000 円以下」となっている過料を、国土交通省が定める「標準下水道条例」や他の政令指定都市の事例を参考に、「50,000 円以下」に改めます。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

下水道使用料の未徴収等の調査結果について

平成28年12月13日の委員会で、「下水道使用料の未徴収等の状況等について」報告させていただいた時点で調査中だった案件を含めて一連の調査が終了し、総計で1,916件、約5億1,600万円の下水道使用料を遡及して請求しましたのでご報告します。

今後も、未徴収など不適切な案件がないかを定期的に調べるなど、改善に取り組んでまいります。

1 未徴収・適用誤りが判明した案件に係る過去分の調査結果・請求状況

項目	件数		金額						
			請求済金額		時効推計額		合計		
			(百万円)	本市	(百万円)	本市	(百万円)	本市	
使用料未徴収	届出がなかったもの	520	11	140	52	268	166	408	218
	届出等があったにもかかわらず未徴収となっていたもの	154	43	12	6	12	12	24	18
	現地確認が未実施などのもの	368	7	66	1	47	1	113	2
	原因が特定できないもの	194	71	202	188	635	629	837	817
使用料適用誤り	65	2	85	79	176	171	261	250	
合計	1,301	134	505	326	1,138	979	1,643	1,305	

※「時効推計額」は試算による額

※表中「本市」とは「本市関連施設」のことで内数

※前回の報告から「届出がなかったもの」について、件数が2件、請求金額が2百万円増加

2 遡及請求について調査していなかった案件の調査結果・請求状況

請求を開始した時に、いつから下水道を使用していたかを調査せず、遡及して請求すべき使用料があった可能性のある案件について調査した結果、遡及して請求すべき期間があることが判明した615件について、時効(5年)になっていない約1,100万円を請求

判明した過去分を遡及して請求したもの	件数	615	
	金額 (百万円)	請求金額	11
		時効推計額	3
	合計	14	
遡及して請求すべき期間がなかったもの等(件数)		1,616	
合計件数(調査件数)		2,231	

※前回報告時に調査済であった請求件数402件、請求金額6百万円を含む。